

平成26年度
上半期の

予算執行状況をお知らせします

【問合せ】 財政課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

歳入

項目	予算現額	収入済額	(収入率)
市 税	35億7,171万円	21億7,084万円	60.8%
地方譲与税	2億6,200万円	7,319万円	27.9%
利子割交付金	700万円	240万円	34.3%
配当割交付金	500万円	387万円	77.4%
株式等譲渡所得割交付金	100万円	0万円	0.0%
地方消費税交付金	4億円	2億1,242万円	53.1%
ゴルフ場利用税交付金	1億5,700万円	5,980万円	38.1%
自動車取得税交付金	3,400万円	1,007万円	29.6%
地方特例交付金	900万円	1,062万円	118.0%
地方交付税	62億2,976万円	44億3,267万円	71.2%
交通安全対策特別交付金	300万円	153万円	51.0%
分担金及び負担金	1億6,203万円	7,001万円	43.2%
使用料及び手数料	1億3,572万円	6,728万円	49.6%
国庫支出金	23億3,831万円	7億769万円	30.3%
県支出金	14億4,604万円	1億2,360万円	8.5%
財産収入	5,151万円	2,797万円	54.3%
寄附金	1,401万円	1,299万円	92.7%
繰入金	8億6,630万円	0万円	0.0%
繰越金	7億7,445万円	8億3,290万円	107.5%
諸収入	3億7,630万円	1億5,474万円	41.1%
市 債	22億230万円	0万円	0.0%

出資金等の状況

株券	4,420万円
出えん金	4,000万円
出資金	5億9,322万円
寄託金	2,378万円
債権	4,679万円
合計	7億4,799万円

※現在高

市債の状況

一般会計債	183億5,198万円
下水道事業建設債	57億7,572万円
水道建設事業債	34億6,260万円
合計	275億9,030万円

※未償還額 ※数値は表示単位未満を四捨五入しています

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は平成26年9月30日現在の執行状況についてお知らせします。

一般会計

歳入 予算現額：190億4,644万円
収入済額：89億7,459万円 (47.1%)

歳出 予算現額：190億4,644万円
支出済額：64億3,426万円 (33.8%)

歳出

項目	予算現額	支出済額	(執行率)
議会費	1億5,865万円	8,339万円	52.6%
総務費	23億4,809万円	7億9,876万円	34.0%
民生費	49億909万円	17億7,960万円	36.3%
衛生費	12億3,287万円	3億4,206万円	27.7%
農林水産業費	12億4,915万円	2億1,266万円	17.0%
商工費	3億7,694万円	2億4,407万円	64.8%
土木費	28億3,265万円	6億7,473万円	23.8%
消防費	8億7,446万円	4億5,977万円	52.6%
教育費	30億9,579万円	8億3,671万円	27.0%
災害復旧費	1億1,546万円	6,538万円	56.6%
公債費	18億4,401万円	9億3,713万円	50.8%
諸支出金	0万円	0万円	0.0%
予備費	928万円	0万円	0.0%

基金の状況

財政調整基金	17億8,122万円
減債基金	7億6,183万円
公共施設整備基金	10億7,368万円
なめがた振興基金	4,837万円
揚排水施設維持管理基金	8,367万円
新公共交通運営基金	3,783万円
地域コミュニティ基金	733万円
行方市ふるさと応援寄附金基金	402万円
合併振興基金	20億1,497万円
復興まちづくり支援事業基金	1億97万円
国民健康保険支払準備基金	8,152万円
介護給付費準備基金	1億5,430万円
農業集落排水事業債償還基金	1億2,768万円
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	2,761万円
流域関連公共下水道事業債償還基金	2,695万円
戸別浄化槽整備事業債償還基金	3,220万円
合計	63億6,415万円

※現在高

特別会計・水道事業会計	会計名	収 入			支 出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計	52億5,097万円	16億5,504万円	31.5%	52億5,097万円	22億3,231万円	42.5%
	介護保険特別会計	33億2,327万円	15億9,130万円	47.9%	33億2,327万円	14億153万円	42.2%
介護保険特別会計	保険事業勘定	920万円	515万円	56.0%	920万円	364万円	39.6%
	サービス事業勘定	3億1,100万円	9,843万円	31.6%	3億1,100万円	9,184万円	29.5%
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療特別会計	3億1,100万円	9,843万円	31.6%	3億1,100万円	9,184万円	29.5%
農業集落排水事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	1億7,700万円	1,694万円	9.6%	1億7,700万円	4,666万円	26.4%
特定環境保全公共下水道事業特別会計	特定環境保全公共下水道事業特別会計	5億135万円	3,611万円	7.2%	5億135万円	1億8,182万円	36.3%
流域関連公共下水道事業特別会計	流域関連公共下水道事業特別会計	3億4,289万円	2,784万円	8.1%	3億4,289万円	1億3,963万円	40.7%
戸別浄化槽整備事業特別会計	戸別浄化槽整備事業特別会計	1億3,300万円	716万円	5.4%	1億3,300万円	2,523万円	19.0%
水道事業会計	収益的収支	9億5,280万円	3億6,363万円	38.2%	9億5,280万円	2億6,015万円	27.3%
	資本的収支	1億400万円	1,030万円	9.9%	4億9,960万円	1億7,486万円	35.0%

「未来を決めるあなたの一票」

茨城県議会議員選挙のお知らせ

【投票日】 12月14日(日) 午前7時～午後6時

任期満了に伴う茨城県議会議員選挙は、12月5日告示、12月14日投票です。私たちの代表を選ぶ大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。

投票所

投票日当日は、あらかじめ指定された投票所以外では投票できません。投票に行く際には、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

注意！ 今回の選挙から現原地区の投票所が変更となります。

「現原小学校体育館」において投票されていた方で、若海区、芹沢区、捻木区の方は「現原地区学習センター」が、上山区の方は「榎本地区農民研修センター」が新しい投票所となります。

郵便等による不在者投票ができます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持して一定の障害程度に該当している方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、自宅から郵便により投票することができます。

投票には、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要となります。身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を添えて、選挙管理委員会へ申請してください。有効期限が切れている方、無くされた方は、再度手続きをお願いします。

立候補を予定されている方へ

【立候補予定者説明会】

日時 11月5日(水) 午後2時から
場所 茨城県銚田合同庁舎(銚田市銚田1367-3)

【事前審査】

日時 11月19日(水)～20日(木) 午前9時から午後5時まで
場所 行方市役所麻生庁舎 別棟会議室

【立候補受付】

日時 12月5日(金) 午前8時30分から午後5時まで
場所 行方市麻生保健センター

問い合わせ 行方市選挙管理委員会 ☎ 0299(72)0811

家屋に関する手続き、

お忘れではありませんか？

税務課(麻生庁舎)

☎ 0299(72)0811

家屋に賦課される固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日)存在する家屋に課税されます。賦課期日までの年度途中に新築、増築あるいは取り壊した場合は、次の手続きをお願いいたします。

＜家屋を新築・増築したとき＞

税務課(麻生庁舎)までご連絡をお願いいたします。

完成後、固定資産税の課税対象であれば家屋の調査を行わなければなりません。

調査日等は、ご連絡いただいてから調整いたします。

＜家屋を取り壊したとき＞

「家屋滅失届」を提出してください。税務課(麻生庁舎)と各庁舎の総合窓口で受付しております。

※届出用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。



犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

行方警察署

☎ 0299(72)0110

誰でも突然、事件や事故などにあう可能性があります。犯罪の被害にあわれた方の回復には、周囲の理解と温かな支援が必要です。万一、被害にあつてお困りのときは、ぜひ相談窓口へご相談ください。

■警察の相談窓口

○性犯罪被害相談「勇気の電話」
☎ 029(301)0278

○県民安心センター総合相談
#9110 または
☎ 029(301)9110

○女性専用相談窓口【24時間受付】
《DV・ストーカー等の相談に女性警察官が対応します》
☎ 029(301)8107

○少年相談コーナー
☎ 029(301)0900
まるくおさまる

○サイバー犯罪相談
☎ 029(301)8109

○行方警察署
☎ 0299(72)0110
(内線211)

11月

児童虐待防止推進月間です

子ども福祉課（玉造庁舎）

☎ 02993-5511

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を実施しています。

児童虐待に関する件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

児童虐待は、地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたら、左記の機関へ通報してください。あなたの一報で救われる子どももいます。

○緊急なとき

子供に危害が加えられている場合は、すぐに警察へ110番通報してください。

○緊急でないとき

児童相談所や市役所、「いばらき虐待ホットライン」へ連絡してください。

問 茨城県中央児童相談所鹿行児童分室（鉾田）

☎ 0291-334119（代）

月曜～金曜 午前8時30分から午後5時15分

土・日曜日、祝日、夜間等の児童相談所閉庁時には、「いばらき虐待ホットライン」へ転送されます。

いばらき虐待ホットライン（24時間対応）

☎ 0293-220293

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を公表します

総務課（麻生庁舎）

☎ 0299-720811

行方市情報公開条例及び行方市個人情報保護の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1 情報公開請求の状況

（平成25年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
	開示	部分開示	不開示
2	1	1	0

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

2 個人情報開示請求の状況

（平成25年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
	開示	部分的開示	裁量的開示
1	0	1	0
			不開示
			0

※個人情報開示、訂正、削除及び利用停止の請求はありませんでした。

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

青年就農給付金

（これから就農される青年の方へ）

農林水産課（北浦庁舎）

☎ 0291-352111

経営開始型

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付

給付者の主な要件（すべて満たす必要がありません）

（1）独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

（2）独立・自営就農であること

・自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

・農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している（農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること）。

・主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。

・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。

・給付対象者の農産物等の売上げや経

費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

・親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

（3）経営開始計画が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業へ農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含むで生計が成り立つ実現可能な計画である。

（4）人・農地プランへの位置づけ等

・市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む）に位置付けられていること（もしくは位置付けられることが確実であること）

・または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること

（5）生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

（6）原則として青年新規就農者ネットワーク（農ネット）に加入すること

シリーズ 国民健康保険

国民健康保険は 厳しい財政状況です

現在、健全な医療制度を持続的に運営していくために医療費等の財源確保に努めています。国県からの助成金確保を行いながら市の一般会計からも相当額の繰入を行っています。しかしながら対応が困難なために、本年度は、国民健康保険税（以下国保税）の税率と納付回数の改正、限度額の引き上げを行いました。

国保税の課税は、加入者一人ひとりの所得や、資産、また、家族の人数により計算する均等割、世帯にかかる平等割の4つを合計したものです。また、所得金額が一定基準以下の場合には税額が軽減されます。

本年度の税率改正の際には、今後の医療費や加入者数を予測して、前年並みの所得額を基に試算しました。

国保税の課税と収納の現状

	25年度	26年度（当初試算）	26年度（実績見込）
加入世帯数（人）	7,100	7,100	7,104
加入者数（人）	14,609	14,600	14,444
軽減該当世帯数（世帯）	3,074	3,100	3,305
課税額（円）	1,303,669,700	A 1,368,853,000	B 1,306,228,300
納付された税額（円）	1,199,080,185		412,182,779 (H26.9.30 現在実績)
収納率（%）	91.98		

※現年度課税分

本年度は、上記のように前年比5%増額で試算（上記A）しましたが、景気低迷による所得の減収、それに伴う軽減世帯の増加等により、予測を大きく下回ってしまった現状（上記B）となりました。厳しい状況ではありますが、国保制度をご理解いただき国保税の納付については、よろしくお願いたします。

引き続き、特定健診などで医療費削減を推進しながら、加入者の皆さまの健康づくりを支援してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

税金のお知らせ

税の納め忘れにご用心！

今月の税金

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第5期
納付期限（口座振替日）は
12月1日です。

税金を納期限までに納めないことを滞納といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料や延滞金を納めていただくこととなります。さらに、滞納したままですと、差押や公売などの滞納処分を行うこととなります。この滞納整理の費用は、市民の皆さんのための教育・福祉・公共事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることとなります。滞納は、納税者に不利益であることはもちろん、行方市全体にとっても大きな損害となります。市税を有効に使うためにも納期内納税を守られるようご協力ください。

市税の滞納処分とは・・・

市税を滞納したまま催告しても納付していただけない場合は、納期内納税者との公平を保つため、国税徴収法に基づき、やむを得ず財産（不動産、給与、預貯金など）を差押え、取立てや公売などを行い滞納税に充てることとなります。この一連の手続きが滞納処分です。

期限内に納税することが肝心ですが、納付困難となったらお早めにご相談ください。

*国民健康保険税を滞納すると・・・

一定の期間滞納すると有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されることがあります。さらに特別な事情も無く滞納を続けると医療費負担が10割となる「資格証明書」が交付され、国保の給付金が一時差止めとなることがあります。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811